

役員報酬等の規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人みらい福祉会における役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めたものである。

第2条（定義）

この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

第3条（役員及び評議員への出席報酬）

役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、下記のとおり報酬を銀行振込みにて、その都度支給する。

役員 5,154 円

評議員 5,154 円

なお、理事及び評議員を兼ねている場合は、10,309 円を支給する。

第4条（監事の報酬）

監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、下記により報酬を支給する。

監事 1日につき 33,333 円

第5条（出張旅費）

役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき支給することができる。

第6条（適用除外）

事業の職員を兼務する役員及び評議員については、この規程は適用しない。

第7条（改正）

この規程を改正する必要がある場合は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成 24 年 3 月 17 日より施行する。